平成３０年（フ）第１５１４号
大阪市平野区流町３丁目13番27号
債務者　小野　富充
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６号
宮崎市佐土原町石崎１丁目２番地１
債務者　後藤則利夫
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　良文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４６５号
埼玉県川口市朝日１丁目26番18号　エクセル朝日101号
債務者　髙橋　政次
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳川　昌也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６４号
宮崎市大字田吉376番地
債務者　吉岡　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五島　自由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６５号
宮崎市大字田吉376番地
債務者　吉岡　靖子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五島　自由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０３号
宮崎市新別府町麓512番地
債務者　金丸　美富
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長友　慶徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１３号
石川県羽咋郡宝達志水町免田２の部23番地７
債務者　井上　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三林　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第４０号
長崎県大村市日泊町787番地36、前住所三重県鈴鹿市石垣２丁目５番35号　レイクフランス物語305
債務者　吉田　智哉
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１４号
石川県羽咋郡宝達志水町免田２の部23番地７
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成３０年（フ）第１５号
長野県茅野市湖東5418番地４
債務者　有賀　尊史
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１６号
長野県岡谷市湊１丁目５番45号
債務者　長島　勝則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第３９号
静岡県富士市米之宮町127番地　パレスコートマスダ105号
債務者　佐藤　則幸
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第４０号
静岡県富士市米之宮町127番地　パレスコートマスダ105号
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６３号
静岡県富士宮市舟久保町26番地の２　ビレッジハウス粟倉１―208
債務者　今村　政代
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第７８号
三重県亀山市和田町1189番地１　ハイツリバーウエスト106号
債務者　デ　アラウジョ　チュウタ　ダニエラ　ユカリ
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
津地方裁判所破産係